

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	医薬品事故障害者対策事業	事業開始年度	昭和55年度～	作成責任者		
担当部局庁	医薬食品局	担当課室	総務課医薬品副作用被害対策室	室長 横幕 章人		
会計区分	一般会計	上位政策	—			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法 附則第15条	関係する計画、通知等	—			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	和解が成立したスモン患者のうち介護を必要とする重症者についての介護事業を実施し、もってスモン患者の福祉の向上に資することを目的とする。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	和解が成立したスモン患者のうち介護を必要とする重症者についての介護事業を実施するため、介護費用の支給業務を行う。					
実施状況	介護費用支給対象者数は、167人(平成21年度末)					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	120	113	110	103	99
	執行額	112	107	101		
	執行率	93%	95%	92%		
	総事業費(執行ベース)	112	107	101		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	・委託先である(独)医薬品医療機器総合機構の事業実績報告により、執行状況を確認している。				
	見直しの余地	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は和解当時の厚生大臣が署名した確認事項に基づく協議により、開始された恒久対策である。 ・本事業22年度予算103百万円のうち、予算額の99%が介護費用であり、見直しの余地はない。 ・昭和54年9月のスモン訴訟の和解に伴い、裁判上の和解が成立したスモン患者に対し、下記の業務を原因企業から医薬品医療機器総合機構に委託されており、本事業も医薬品医療機器総合機構に委託することが、業務上効率的である。 <ul style="list-style-type: none"> ①和解者全員に対する健康管理手当の支給業務(全額製薬企業負担) ②超重症者及び超々重症者に対する介護費用の支給業務(全額製薬企業負担) 				
予算・監視の効率化	スモン訴訟の和解に伴い、国の恒久対策として実施している事業であり、見直しの余地はないことから、引き続き適正な執行に努めること。					
補記						

厚生労働省
101百万円
・委託契約



【随意契約】

A. (独) 医薬品医療機器総合機構
100百万円
・介護費用の支給業務

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A. (独) 医薬品医療機器総合機構			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
介護費	重症スモン患者に対する介護費用	99			
事務費	介護費用の支給業務に必要な消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等	1			
計		100	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0